常磐高等学校 文化部活動に係る活動方針

1 基本方針

平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本校における文化部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

2 適切な運営及び指導

- (1) 文化部活動の責任者(以下「文化部顧問」という。) は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を 把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよ う、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- (4) 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、 それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的 な活動方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得 られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び 睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上)
- (2) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。(試合等特別な場合は考慮する。)

4 生徒のニーズを踏まえた文化部活動環境の整備

(1) 多様な生徒のニーズに応えるため、芸術文化等に係る活動を部活動外で継続的に実施している生徒が各種大会等への参加を希望する場合、参加できるよう配慮する。

(2) 文化部活動の再編を実施する場合は、地域の特色や中学校との連携を図り、継続して活動可能な文化部活動について精選する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校の文化部が参加する大会等や要請により参加する地域行事・催し等の 全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等 に参加することが生徒や文化部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大 会数等を精査する。

2020 (令和2) 年1月制定